

野田市災害弔慰金の支給等に関する
条例の一部を改正する条例をここに公
布する。

令和 6 年 8 月 2 日

野田市長 鈴 木 有

野田市条例第 2 2 号

野田市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

野田市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 5 2 年野田市条例第 3 7 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「第 1 4 条第 1 項」を「第 1 3 条第 1 項」に改める。

附則第 3 項中「第 1 4 条第 4 項」を「第 1 3 条第 4 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。